

事業主 殿

兵庫労働局登録教習機関(兵労基安登録第182号 登録有効期限令和6年3月30日)
(一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所

令和4年度 小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条第7号、クレーン等安全規則第68条つり上げ荷重が、1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務は、移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ当該業務に従事することが出来ません。
ついては、下記要領により「小型移動式クレーン技能講習」を開催いたしますので、作業の実態を検討され積極的に受講されますようご案内申し上げます。

[記]

1. 講習日時・場所

		講 習 日 時	開 催 場 所
学 科	【1日目】	令和4年7月12日(火) 8:55～17:10	サンライズ淡路 南あわじ市広田広田1466-1 TEL : 0799-45-1411
	【2日目】	令和4年7月13日(水) 8:55～17:20	
実 技	令和4年7月14日(木) 8:00～17:10		

2. 講習科目

		時 間	科 目
学 科	【1日目】	8:35～8:55	受付
		8:55～9:05	オリエンテーション
		9:05～10:05	小型移動式クレーンに関する知識 1時間
		10:05～10:15	休 憩
		10:15～12:15	小型移動式クレーンに関する知識 2時間
		12:15～13:00	昼食休憩
		13:00～15:00	小型移動式クレーンに関する知識 2時間
		15:00～15:10	休 憩
		15:10～16:10	小型移動式クレーンに関する知識 1時間
	16:10～17:10	関係法令 1時間	
	【2日目】	8:35～8:55	受付
		8:55～9:00	オリエンテーション
		9:00～10:00	原動機及び電気に関する知識 1時間
		10:00～10:10	休 憩
		10:10～12:10	原動機及び電気に関する知識 2時間
		12:10～13:00	昼食休憩
		13:00～15:00	運転のために必要な力学に関する知識 2時間
		15:00～15:10	休 憩
15:10～16:10		運転のために必要な力学に関する知識 1時間	
実 技	16:10～16:20	休 憩	
	16:20～17:20	修了試験	
	7:40～8:00	受付	
	8:00～8:10	オリエンテーション	
	8:10～9:10	小型移動式クレーン運転のための合図 1時間	
	9:10～10:10	小型移動式クレーンの運転 1時間	
	10:10～10:15	休 憩	
	10:15～12:15	小型移動式クレーンの運転 2時間	
	12:15～13:00	昼食休憩	
	13:00～15:00	小型移動式クレーンの運転 2時間	
15:00～15:05	休 憩		
15:05～16:05	小型移動式クレーンの運転 1時間		
16:05～16:10	休 憩		
16:10～17:10	修了試験		

3. 受講区分と受講料

	資 格	受講料(消費税込)		
		講習料	テキスト	合 計
A	未経験者	27,500	1,705	¥29,205
B	・クレーン、デリックまたは揚貨装置運転士免許をお持ちの方 (免許証の写し添付) ・床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方 (修了証の写し添付) ・玉掛け技能講習を修了した方 (修了証の写し添付)	25,300	1,705	¥27,005

※ 受講資格は、18歳以上となります。
※ 提出していただいた個人情報は、協会が責任を持って保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

4. 受講定員 40名 (定員になり次第締め切ります。)

5. 申込期間 令和4年6月1日(水)～6月28日(火)

6. 申込方法 所定の申込用紙(事務所にあります。ホームページからもダウンロード可能です。)に必要事項をご記入の上、『写真』を貼って下記へお申込み・お振込下さい。

申込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。

※ホームページより、申込書のダウンロード可能です。
<http://awaji-roukikyokai.com/>

振込先 淡陽信用組合 下加茂支店
普通預金 No.0100137
一般社団法人 兵庫労働基準連合会 淡路事務所 所長 樫本武男

7. 申込先 (一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所 (淡路労働基準協会内)
兵庫県洲本市桑間295
(TEL:0799-23-0007 ・ FAX:0799-23-0988)

8. その他 (1)受講者は、学科・実技とも毎日受付に「受講票」を提出して出席印を受けること。
(2)受講者は講習当日の受付時に、本人確認の為の書類(自動車運転免許証等)の提示が必要です。

(3)所定の受講時間は、全て受講しなければなりません。1日でも欠席したり、遅刻・早退・離席や講師の指示に従わない者は不合格となります。

(4)学科修了試験で不合格の方は、実技講習は受けられません。

(5)持参品 『学科』①筆記用具(鉛筆・消しゴム)②受講票
『実技』①作業服 ②ヘルメット ③手袋 ④安全靴⑤受講票

(6)実技会場での電話の取り継ぎはいたしません。

(7)実技については、雨天決行(雨の日はカップ持参)